

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の運用について（平成九年四月二十五日蔵計第一一八〇号）

平成18年11月1日現在
最終改正 平成13年1月5日蔵計第2782号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成9年政令第86号。以下「平成9年国共済経過措置政令」という。）の規定の運用について、下記のとおり定めたとの通知する。

記

平成8年改正法附則第3条関係

次の各号のいずれにも該当する者の平成8年改正法の施行の日前の旧適用法人共済組合（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）以外の国家公務員等共済組合（以下「連合会組合」という。）の組合員であった期間（他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）は、旧適用法人共済組合員期間（同号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下同じ。）に該当しないものとして取り扱うものとする。

- (1) 平成8年改正法附則第十六条第1項又は第2項に規定する年金たる給付の受給権を有しない者であること。
- (2) 連合会組合の組合員期間が20年以上である者であること。
- (3) 厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令（平成9年政令第84号）第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）附則第6条の3各号に規定する理由により連合会組合を退職した者であること。
- (4) 連合会組合を退職した日の翌々日以後に旧適用法人共済組合の組合員となった者であること。

平成8年改正法附則第24条関係

平成8年改正法附則第24条第2項の規定により退職共済年金の額の改定があった場合には、平成9年4月分からその改定した金額を支給するものであること。

平成8年改正法附則第30条関係

- 1 平成9年国共済経過措置政令第3条第2項及び第3項の規定により退職一時金等に相当する金額の返還は、年金である給付の支給期月ごとに分割返還を行うこととしているが、受給権者から一括返還又は分割返還額の増額の希望があった場合には、これに応じることとしても差し支えないものとする。
- 2 平成9年国共済経過措置政令第4条第1項、第5条第1項若しくは第6条第1項に規定する「退職特例年金給付等の額の2分の1に相当する額」又は平成9年国共済経過措置政令第4条第3項、第5条第3項若しくは第6条第3項に規定する「遺

族特例年金給付の額の2分の1に相当する額」は、支給停止事由に該当して年金である給付の額の全部又は一部が支給停止されている場合であっても、停止前の当該退職特例年金給付等の額の2分の1に相当する額又は当該遺族特例年金給付の額の2分の1に相当する額とするものとする。

平成8年改正法附則第31条関係

1 平成8年改正法附則第31条第1号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間については、次により取り扱うものとする。

(1) 当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る旧適用法人共済組合員期間について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号。以下「昭和60年改正法」という。)附則第32条第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の旧適用法人共済組合員期間をもって、当該被保険者期間とみなされた組合員期間とする。

(2) 旧適用法人共済組合員期間のうち厚生年金保険の被保険者であった期間と重複する期間があるときは、当該期間を除いた旧適用法人共済組合員期間をもって、当該被保険者期間とみなされた組合員期間とする。

2 平成8年改正法第2条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正後国共済法」という。)中障害を給付事由とする長期給付の支給要件に関する規定は、平成8年改正法附則第15条第1項各号のいずれかに該当する者であっても、その者が平成8年改正法附則第31条第1号に規定する「被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有する者その他旧適用法人施行日前期間を有する者で政令で定めるもの」に該当する場合には、適用があるものであること。

平成8年改正法附則第32条関係

平成8年改正法附則第32条第1項においてなおその効力を有するものとされる平成8年改正法附則第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。)第8条第2項の規定により日本たばこ産業株式会社が当該会社を代表する者として財務大臣に届け出る者は、当該会社の取締役会の決議により選任するものとするが、原則として、当該会社を代表する取締役で社長の名称が付されている者とする。

平成8年改正法附則第33条関係

1 平成9年国共済経過措置政令第12条第1項の規定により読み替えて適用される平成8年改正法附則第76条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)第34条第2項に規定する「沖縄の組合員であつた者のうち平成8年改正法附則第4条に規定する旧適用法人の職員に相当する者として財務大臣が定めるもの」は、改正後国共済施行法第33条第1号に規定する特別措置法の施行の日前に退職した者で、その退職の際公務員等共済組合法(1969年立法第154号)第2条第1項第1号八に掲げる者その他これに相当する者であったものとする。

2 平成8年改正法附則第33条第2項及び第5項並びに平成9年国共済経過措置政令第13条第4項の規定を適用する場合には、改正後国共済法第88条第1項第1

号から第3号までの規定に基づき支給される遺族特例年金給付（平成9年国共済経過措置政令第2条第3号に規定する遺族特例年金給付をいう。以下同じ。）及びこれらの規定に相当する厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づき支給される遺族厚生年金と同項第4号の規定に基づき支給される遺族特例年金給付及び同号の規定に相当する同法の規定に基づき支給される遺族厚生年金とは同一の支給事由に該当しないものとして取り扱うものとする。

- 3 存続組合（平成8年改正法附則第32条第2項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は指定基金（平成8年改正法附則第48条第1項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）が支給する特例一時金給付（平成8年改正法附則第33条第1項に規定する特例一時金給付をいう。）が改正後国共済法による脱退一時金である場合の当該一時金に係る平成8年改正法附則第33条第3項の控除額は、平成9年国共済経過措置政令第14条第1項第2号の規定により改正後国共済法附則第13条の10第3項の規定の例により計算することとされているので、同号に規定する「被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額」の計算については改正後国共済法附則第13条の9の規定は適用がないものとして取り扱うべきものであること。
- 4 次に掲げる額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。
 - (1) 職域相当額（平成8年改正法附則第33条第5項に規定する職域相当額をいう。以下同じ。）があるときの同項に規定する改正後国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額
 - (2) 職域相当額
 - (3) 平成9年国共済経過措置政令第13条第1項各号に定める金額
 - (4) 平成9年国共済経過措置政令第14条第1項各号に定める金額
 - (5) 平成9年国共済経過措置政令第14条第4項の規定による控除額
- 5 平成8年改正法附則第33条第9項においてなおその効力を有するものとされる改正前国共済法附則第20条の2第3項の規定による国家公務員共済組合連合会又はエヌ・ティ・ティ厚生年金基金の長期給付の支給については、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合が支給する特例年金給付（平成8年改正法附則第33条第1項に規定する特例年金給付をいう。）の決定請求の有無にかかわらず、国家公務員共済組合連合会又はエヌ・ティ・ティ厚生年金基金は、当該長期給付の決定を受給権者の請求により行うことができるものとする。
- 6 平成9年国共済経過措置政令第32条の規定により読み替えて適用される改正後国共済法第74条第2項の規定は、存続組合又は指定基金が支給する特例年金給付の受給権を有する者に対して国家公務員共済組合連合会が支給する改正後国共済法による年金である給付に関しても適用があるものとする。

平成8年改正法附則第54条関係

- 1 平成9年国共済経過措置政令第27条第4項第2号の規定により平成8年改正法附則第33条第5項に規定する年金たる給付の額に乗すべき同号に規定する追加費用対象外期間率は、当該年金たる給付と併せて受けることができる特例年金給付で

ある退職共済年金の額の計算の基礎となった旧適用法人施行日前期間の月数から当該退職共済年金の額の計算の基礎となった追加費用対象期間の月数を控除した月数を当該適用法人施行日前期間の月数で除して得た率とするものであること。

- 2 平成8年改正法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号。以下「平成9年厚年経過措置政令」という。）第21条第3項各号に掲げるものに係る平成8年改正法附則第54条第3項第1号に掲げる費用は、平成9年厚年経過措置政令第21条第3項各号に掲げる給付の額（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第58条第3項各号に定める額があるときは、当該額を除く。）のうち平成9年厚年経過措置政令第21条第3項第1号イに規定する恩給等期間に係る部分の額に相当する額について平成9年厚年経過措置政令第21条第1項及び第2項の規定の例により算定するものとする。